

2024 年 1 月 26 日

関係各位

大和アセットマネジメント株式会社

iFree

「JPX プライム 150 指数」を連動対象とする 投資信託が登場

大和アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小松幹太、以下「当社」）は、2024 年 1 月 31 日から「iFree JPXプライム150」の設定と運用を開始いたします。当ファンドは NISA 成長投資枠*対象ファンドです。

※NISA 口座でのお取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

“稼ぐ力”によって、日本を代表する企業や
日本経済とともに成長する「JPX プライム 150 指数」



【ファンド名】

iFree JPXプライム150

【ファンドの目的】

東京証券取引所上場株式に投資し、投資成果を JPX プライム 150 指数（配当込み）の動きに連動させることをめざします。

JPXプライム150とは？

主要欧米株価指数と同等のクオリティを有する指数

「JPXプライム150」は、「稼ぐ力」によって、日本を代表する企業や日本経済とともに成長する銘柄で構成された時価総額加重型の株価指数です。
プライム市場に上場する時価総額上位500銘柄の中から、収益性と将来性に着目して選定された銘柄で構成されます。



— JPXプライム150指数の銘柄選定のイメージ —

－ 東証プライム市場指数の構成銘柄

※ 以下のいずれかに該当する銘柄は除外

- ☐ 上場維持基準を満たしていない銘柄
- ☐ 整理銘柄に指定されている銘柄
- ☐ 特設注意市場銘柄に指定されている銘柄
- ☐ 上場市場を変更することが公表されている銘柄



－ プライム市場時価総額上位500銘柄を対象

基準 1 資本収益性による銘柄選定
エクイティ・スプレッド基準

エクイティ・スプレッド[※]が大きい順に75社を選定
※会社の収益性と投資家が期待するリターンの差（ROE－株主資本コスト）

基準 2 市場評価による銘柄選定
PBR基準

エクイティ・スプレッド基準による選定銘柄を除きPBRが1倍を超えている企業の中から時価総額が大きい順に75社を選定



※指数の構成銘柄は年に1回、毎年8月に定期入替。

※上記は2024年1月現在における指数の銘柄選定プロセスを簡易的に解説したものです。

※指数の銘柄選定について、くわしくは[日本取引所グループの該当ページ](#)でご確認ください。

当社は、共に挑戦し続けるパートナーとして投資を通じチャンスある未来を実現します。

以 上



＜ファンドの目的・特色＞

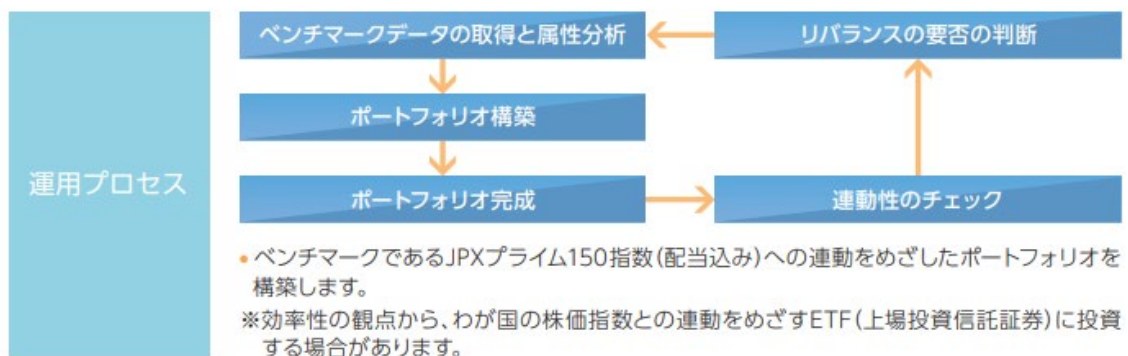
東京証券取引所上場株式に投資し、投資成果を
JPXプライム150指数(配当込み)
の動きに連動させることをめざします。

■ JPXプライム150指数とは

東証プライム市場に上場する時価総額上位銘柄を対象に、財務実績に基づく「資本収益性」と将来情報や非財務情報も織り込まれた「市場評価」という、価値創造を測る2つの観点から選定される計150銘柄で構成された株価指数です。

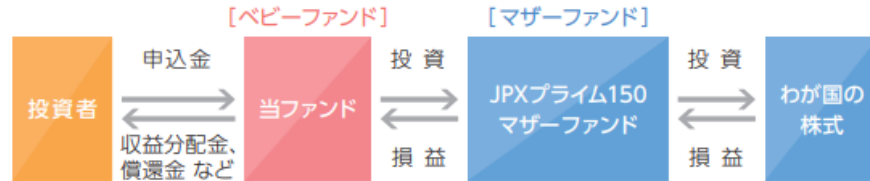
浮動株ベースの時価総額加重方式で算出されます。

2023年5月26日を基点(1,000)とし、2023年7月3日より算出・公表されています。



ファンドの 仕組みなど

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年1月30日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2025年1月30日（休業日の場合翌営業日）までとします。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

- ① 配当込みJPXプライム150指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ② JPXは、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③ JPXは、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

追加的記載事項

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、JPXプライム150指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をあげることがめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)と指数の動きの不一致(先物取引およびETF(上場投資信託証券)を利用した場合)
- ・株式、株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)の最低取引単位の影響
- ・株式、株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)の流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

※JPXプライム150指数先物取引は、2024年3月18日に開始される予定です。同指数以外の指数先物取引を利用することがあります。

＜投資リスク＞

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

 株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

< 手続・手数料等 >

お申込みメモ

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
 申込について	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	2024年1月31日から2025年4月23日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	無期限(2024年1月31日当初設定)
	繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年1月30日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2025年1月30日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	1兆円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2023年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購 入 時 手 数 料	販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。	—
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	年率0.2145% (税抜0.195%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配 分 (税 抜) (注 1)	委託会社	年率0.1%
	販売会社	年率0.07%
	受託会社	年率0.025%
そ の 他 の 費 用・ 手 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

税 金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜その他＞

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会